

■ 約款のレイアウトについて

「約款」をお読みになる際は、以下を参考にしてください。

1 〈本文〉 この約款の「本文」です。

2 〈補足説明〉 ・「本文」に記載した用語について、説明しています。 （例：* 1、* 2…） ・補足説明の中でさらに補足を加えている場合もあります。 （例：A、B…） ※補足説明も約款の一部ですので、本文とあわせてお読みください。

【記載例】

3 給付金等の支払いについて

第4条 給付金・祝金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金または祝金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または祝金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第5条）に該当するときは支払いません。なお、給付金または祝金の支払いに関しては、第1条（保険契約の型）の規定により選択された保険契約の型に定められている給付金・祝金の種類に限ります。

支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
入院給付金 被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき (1) 責任開始の時*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因とする入院 (2) (1)の傷害*3または疾病*4の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所*5への入院 (4) 入院日数が1日*6以上の入院	1回の入院につき、 (入院給付金日額) × (入院日数)	入院給付金受取人
入院初期重点給付金 被保険者が、保険期間中に入院給付金が支払われる入院をしたとき	1回の入院につき、 (入院給付金日額) × (入院日数) (注) 入院開始から入院日数30日分を限度として入院給付金に加えて支払います。	

第4条 補足説明

* 1 入院

医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所*5に入り、常に医師^Aの管理下において治療^Bに専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限りません。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
B：柔道整復師による施術を含みます。

* 2 責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第19条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 傷害

責任開始の時*2以後に生じた不慮の事故（別表1★）を直接の原因とする傷害をいいます。

★別表1（P.332参照）、別表2（P.333参照）、別表3（P.335参照）、別表4（P.335参照）、別表5（P.335参照）

3 〈脚注〉 「別表」や「ご契約のしおり」などを参照している部分について、その参照先のページを記載しています。 ※脚注は約款ではありません。

※約款中の文言の後ろの条文の番号は、その文言について規定されている箇所を表しています。

【例】免責事由（第5条）

なお、同じ条文中にその文言が2回以上ある場合は、2回目以降の記載は省略します。

5年ごと利差配当付普通終身保険普通保険約款目次

この保険の特色	61	13 復旧について	
1 保障の開始について		第30条 保険契約の復旧	74
第1条 責任開始の時	61	14 解約等について	
2 保険金の支払いについて		第31条 保険契約の解約	75
第2条 保険金の支払い	61	第32条 返戻金	75
第3条 免責事由	62	第33条 保険料の未経過分に相当する返還金	75
3 保険金の支払請求手続について		第34条 保険金の受取人による保険契約の存続	75
第4条 保険金の支払請求手続	63	15 保険金の受取人および保険契約者について	
第5条 保険金の支払時期	64	第35条 会社への通知による保険金の受取人の変更	76
4 保険金の支払方法の選択について		第36条 遺言による保険金の受取人の変更	76
第6条 保険金の支払方法の選択	65	第37条 保険金の受取人の死亡	76
5 保険料の払込免除について		第38条 保険契約者の権利義務の承継	76
第7条 保険料の払込免除	65	第39条 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者	77
第8条 保険料の払込免除の免責事由	65	16 契約年齢の計算等について	
6 保険料の払込免除の請求手続について		第40条 契約年齢の計算	77
第9条 保険料の払込免除の請求手続	66	第41条 契約年齢の誤りの処理	77
7 保険料の払込みにについて		第42条 性別の誤りの処理	77
第10条 保険料の払込み	66	17 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第11条 保険料の払込方法（経路）	67	第43条 社員配当金の割当ておよび支払い	77
第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	67	18 その他	
第13条 保険料の前納および予納	67	第44条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	78
第14条 保険料の振替貸付	68	第45条 保険契約者の住所の変更	78
8 失効と復活について		第46条 時効	79
第15条 保険契約の失効	69	第47条 管轄裁判所	79
第16条 保険契約の失効取消	69	19 特則について	
第17条 保険契約の復活	70	第48条 保険料をステップ払込方式で払い込む場合の特則	79
9 取消しと無効について		第49条 団体定期保険契約等からこの保険契約へ加入する場合の特則	79
第18条 詐欺による取消し	70	社員配当金特殊支払特則	
第19条 不法取得目的による無効	70	第1条 特則の内容	81
10 告知義務と解除について		第2条 保険金等の支払い	81
第20条 告知義務	70	第3条 基本保険の失効、解約、復活等の場合	81
第21条 告知義務違反による解除	71	第4条 基本保険の保険期間が変更された場合	81
第22条 告知義務違反による解除ができないとき	71	第5条 基本保険が払済養老保険または延長保険に変更された場合	82
第23条 重大事由による解除	71	第6条 基本保険が転換される場合	82
11 保険契約者に対する貸付について		第7条 解約および減額	82
第24条 保険契約者に対する貸付	72	第8条 返戻金	82
12 契約内容の変更について		第9条 社員配当金	82
第25条 保険料払込方法の変更	73	第10条 その他の取扱い	82
第26条 保険料払込期間の変更	73	第11条 特則の変更	82
第27条 払済養老保険または払済終身保険への変更	73		
第28条 延長保険への変更	74		
第29条 保険金額の減額	74		
別表 1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	83		
別表 2 対象となる不慮の事故	84		
別表 3 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	85		

5年ごと利差配当付普通終身保険普通保険約款

(実施 1996.10.2 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	(1) 死亡保険金 (2) 高度障害保険金
配当タイプ	5年ごと利差配当

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第20条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第40条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

2 保険金の支払いについて

第2条 保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（保険金を支払う場合）	金 額	受取人
死亡保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき		高度障害保険金受取人

2. 保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 死亡保険金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(2) 高度障害保険金について

項 目	内 容
① 高度障害保険金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者となります。
② 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
③ 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
④ 高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるとき	高度障害保険金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものと取り扱い、高度障害保険金は支払いません。
⑤ 高度障害保険金を支払ったとき	この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

★別表1（P.83参照）

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、高度障害保険金については、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

*3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活または復旧（第30条）が行われたときは、最終の復活または復旧の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険

金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても保険金を支払わない場合）	
死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき
	(1) 保険契約者の故意
	(2) 死亡保険金受取人の故意
	(3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺
	(4) この保険契約の復活（第17条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺
	(5) 戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき
	(1) 保険契約者の故意
	(2) 被保険者の故意
	(3) 被保険者の自殺行為
	(4) 被保険者の犯罪行為
	(5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱いします。

項 目	内 容
(1) 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、保険金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡保険金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表1（P.83参照）

3 保険金の支払請求手続について

第4条 保険金の支払請求手続

- 保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人は保険金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

第3条 補足説明

*1 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

第4条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

必要書類
(1) 保険金の支払請求に必要な書類（別表3★）
(2) 次のいずれかの書類 ① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 ② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表3（P.85参照）

第5条 保険金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で保険金を支払います。
2. 会社は、保険金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 保険金の支払事由（第2条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金支払いの免責事由（第3条）に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第21条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第23条）、詐欺（第18条）または不法取得目的（第19条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第23条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2.にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3.の確認を行うときは、会社は、保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3.の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

第5条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

4 保険金の支払方法の選択について

第6条 保険金の支払方法の選択

保険金が支払われるときは、保険金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、保険金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

1. 年払契約、半年払契約または月払契約の場合には、会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第10条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとしします。
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第10条（保険料の払込み）の1.に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとしします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第6条 補足説明

*1 保険金

保険金とともに支払われる金銭を含みます。

第7条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表1 (P.83参照)

6 保険料の払込免除の請求手続について

第9条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（保険金の支払時期）の規定を準用します。

★別表3 (P.85参照)

7 保険料の払込みについて

第10条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、一時払または次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第11条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第10条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

*2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第11条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- | |
|--|
| (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
(2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
(3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
(4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
(5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
(6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法 |
|--|

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. ー(1)の方法において、払込期月（第10条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第10条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第10条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. ー(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第10条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- | |
|---|
| (1) この保険契約が消滅したとき
(2) 保険料の払込みが不要となったとき |
|---|

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第10条）までに、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 保険金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第13条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第10条）を年払に変更することを必要とします。

第11条 補足説明***1 会社の派遣した集金人に払い込む方法**

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

***2 所属団体または集団を通じ払い込む方法**

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第12条 補足説明***1 契約成立日の応当日**

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金を支払う場合には、その受取人に支払います。
(2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

第14条 保険料の振替貸付

1. 年払契約、半年払契約または月払契約の場合で、保険料が払い込まれずに猶予期間（第10条）が満了したときは、あらかじめ保険契約者から反対の申出がない限り、会社は、次の金額を保険契約者に貸し付けて、保険料に充当します。

- (1) 年払契約および半年払契約の場合には、保険料に相当する金額
(2) 月払契約の場合には、6か月分の保険料に相当する金額。ただし、本条の2.-(1)の規定により6か月分の保険料に相当する金額の貸付ができないときは、貸付ができる範囲で最も多い月数分の保険料に相当する金額とします。

2. 保険料の振替貸付について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 貸付金とその利息との合計額が返戻金額*1を超えるとき	本条の規定による貸付は行いません。
(2) 貸付金の利息	① 年払契約の場合 未払込保険料の払込猶予期間満了日（第10条）の翌日以後、年8%以下の会社の定める利率で計算し、未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後1年経過するごとに元金に繰り入れます。 ② 半年払契約の場合 未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後、半年4%以下の会社の定める利率で計算し、未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後半年経過するごとに元金に繰り入れます。 ③ 月払契約の場合 保険料*2の払込期月に対応する払込猶予期間満了日の翌日以後、月8/12%以下の会社の定める利率で計算し、保険料*2の払込期月に対応する払込猶予期間満了日の翌日以後半年経過するごとに元金に繰り入れます。ただし、本条の規定による貸付が行われた後に、新たに本条の規定による貸付が行われる場合で、直前の貸付金の利息を元金に繰り入れる前に新たな貸付金の利息が起算されるときは、直前の貸付金の利息は、新たな貸付金の利息の起算日に元金に繰り入れます。

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第14条 補足説明

* 1 返戻金額

本条の1. に規定する金額を保険料として払い込んだものとみなして計算し、本条または第24条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

* 2 保険料

本条の規定による貸付金により充当される最終の月の保険料とします。

項 目	内 容
(3) 本条の規定による貸付金とその利息との合計額*3が返戻金額を超えたとき	保険契約者は、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
(4) 会社が(3)の通知を発した日を含む月の翌月末日までに、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額が払い込まれないとき	この保険契約は、会社が(3)の通知を発した日を含む月の翌々月1日から効力を失います。
(5) 貸付金の精算	会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。 ① 保険金が支払われるとき ② 保険金額が減額（第29条）されたとき ③ 保険料払込期間が変更（第26条）されたとき ④ ①以外の事由によってこの保険契約が消滅したとき
(6) 本条の規定による貸付を行わなかったものとするとき	本条の規定による貸付が行われた場合でも、猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月以内に保険契約者から次のいずれかの請求があったときは、本条の規定による貸付を行わなかったものとして、その請求による取扱いを行います。 ① この保険契約の解約（第31条） ② 払済養老保険、払済終身保険または延長保険への変更（第27条・第28条）。ただし、この保険契約が効力を失っている場合（第15条）を除きます。

第14条 補足説明*** 3 本条の規定による貸付金とその利息との合計額**

第24条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含んだ金額とします。

8 失効と復活について**第15条 保険契約の失効**

1. 年払契約、半年払契約または月払契約の場合で、保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第32条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第16条 保険契約の失効取消

1. 第17条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料等*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第32条）の支払いを請求したときは、この取扱いを行いません。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料等*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料等*2が払い込まれないときは、会社は、保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料等*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り

第16条 補足説明*** 1 延滞保険料払込期間**

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

*** 2 延滞保険料等**

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第10条）が到来している未払込保険料の合計額とします。なお、第14条（保険料の振替貸付）の1. の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含みます。

*** 3 効力を失った日**

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間* ¹ 中に 保険金の支払事由（第2条） が生じたとき	保険金を支払うときは、延滞保険料等* ² を会社の 支払うべき金額から差し引きます。

第17条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第15条（保険契約の失効）、第14条（保険料の振替貸付）の2. - (4)または第24条（保険契約者に対する貸付）の(3)の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*¹からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*²の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第20条）および告知義務違反による解除（第21条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第32条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*²の申込みをすることはできません。
2. 会社がこの保険契約の復活*²の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*²の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料等*³を払い込むことを必要とします。また、第14条（保険料の振替貸付）の2. - (4)または第24条（保険契約者に対する貸付）の(3)の規定によって効力を失った保険契約を復活させるときは、別に貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、本条の2. の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.52参照）。

9 取消しと無効について

第18条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込み、復活（第17条）の申込みまたは復旧（第30条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約*¹を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結、復活（第17条）または復旧（第30条）したときは、この保険契約は無効*¹とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 保険金を不法に取得する目的
- (2) 他人に保険金を不法に取得させる目的

10 告知義務と解除について

第20条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結、復活（第17条）または復旧（第30条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち

第17条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 3 延滞保険料等

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。なお、第14条（保険料の振替貸付）の1. の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含みます。

第18条 補足説明

* 1 この保険契約

この保険契約の復旧が行われたときは、復旧分とします。

第19条 補足説明

* 1 無効

この保険契約の復旧が行われたときは、復旧分の無効とします。

書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第21条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結、復活（第17条）または復旧（第30条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除（この保険契約の復旧が行われたときは復旧分を解除。以下同じ。）することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第22条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第21条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結、復活（第17条）または復旧（第30条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第23条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第22条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活または復旧の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活または復旧の日とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第21条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し保険金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

11 保険契約者に対する貸付について

第24条 保険契約者に対する貸付

保険契約者は、返戻金額*1のうち会社の定める限度内で、貸付を受けることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 貸付金の利息	会社の定める利率で計算します。

第23条 補足説明

* 1 保険金

この保険契約の保険金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

第24条 補足説明

* 1 返戻金額

第14条（保険料の振替貸付）または本条の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

項 目	内 容
(2) 本条の規定による貸付金とその利息との合計額*2が返戻金額を超えたとき	保険契約者は、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
(3) 会社が(2)の通知を発した日を含む月の翌月末日までに、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額が払い込まれないとき	この保険契約は、会社が(2)の通知を発した日を含む月の翌々月1日から効力を失います。
(4) 貸付金の精算	会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。 ① 保険金が支払われるとき ② 保険金額が減額（第29条）されたとき ③ 保険料払込期間が変更（第26条）されたとき ④ ①以外の事由によってこの保険契約が消滅したとき

12 契約内容の変更について

第25条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第10条（保険料の払込み）および第11条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第10条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第26条 保険料払込期間の変更

1. 年払契約、半年払契約または月払契約の場合には、保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、保険料払込期間を変更することができます。この場合、変更後の保険金額は変更前の保険金額を限度とします。
2. 保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
3. 保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第27条 払済養老保険または払済終身保険への変更

1. 年払契約、半年払契約または月払契約の場合には、保険契約者は、将来の保険料の払込みを中止して、この保険契約を払済養老保険（保険料払込期間が終身の場合には払済終身保険）に変更することができます。ただし、変更後の保険金額が会社の定める金額に満たないときは、この取扱いをしません。
2. 払済養老保険または払済終身保険への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後の保険金額	返戻金額*1によって定めます。
(2) 変更後の保険期間（払済養老保険への変更の場合）	変更前の残余の保険料払込期間とします。

第24条 補足説明

* 2 本条の規定による貸付金とその利息との合計額

第14条（保険料の振替貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含んだ金額とします。

第27条 補足説明

* 1 返戻金額

第14条（保険料の振替貸付）または第24条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

項 目	内 容
(3) 払済養老保険または払済終身保険に変更されたとき	① 払済養老保険への変更の場合には、保険契約者は、満期保険金受取人を指定することを必要とします。ただし、指定がないときは保険契約者を指定したものとします。 ② 払済養老保険または払済終身保険に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第28条 延長保険への変更

- 年払契約、半年払契約または月払契約の場合には、保険契約者は、会社の承諾を得て、将来の保険料の払込みを中止して、この保険契約を延長保険に変更することができます。ただし、変更後の保険期間が1年未満となるときは、この取扱いをしません。
- 延長保険への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後の保険金額	変更前の金額と同額*1とします。
(2) 変更後の保険期間	① 返戻金額*2によって定めます。 ② ①によって定めた保険期間が変更前の残余の保険料払込期間を超えるとときは、変更前の残余の保険料払込期間とし、生存保険を付加します。なお、生存保険金は、被保険者が延長保険の保険期間満了の時まで生存した場合に支払います。
(3) 延長保険に変更されたとき	① (2)－②により生存保険が付加されたときは、保険契約者は、変更時に生存保険金の受取人を指定することを必要とします。ただし、指定がないときは、保険契約者を指定したものとします。 ② 延長保険に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第29条 保険金額の減額

- 保険契約者は、将来に向かって保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- 保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- 減額分に対応する返戻金（第32条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。この場合、第5条（保険金の支払時期）の1.の規定を準用します。
- 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- 保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.52参照）。

第28条 補足説明

* 1 変更前の金額と同額

第14条（保険料の振替貸付）または第24条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

* 2 返戻金額

第14条（保険料の振替貸付）または第24条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

13 復旧について

第30条 保険契約の復旧

- 保険契約者は、払済養老保険または払済終身保険への変更（第27条）後、延長

保険への変更（第28条）後または保険金額の減額（第29条）後3年以内であれば、必要書類を提出してこの保険契約の復旧の申込みをすることができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、この保険契約の復旧の申込みをすることはできません。

- (1) 保険料の払込方法（回数）（第10条）が一時払の保険契約または保険料払込期間が満了している保険契約の保険金額を減額したとき
- (2) 払済養老保険または延長保険への変更後の保険期間が満了しているとき

2. 会社がこの保険契約の復旧の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復旧の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを必要とします。
3. 会社は、この保険契約の復旧分について、会社の定める方法により計算した金額の払込みがあった時からこの保険契約上の責任を開始します。この場合、その払込みがあった日を復旧の日とします。
4. この保険契約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（保険金の支払い）および第7条（保険料の払込免除）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
- (2) 第3条（免責事由）の責任開始の日は、復旧分についてその復旧の日とします。
- (3) この保険契約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

14 解約等について

第31条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.52参照）。

第32条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第33条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*¹した場合または保険料の払込みが免除（第7条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*²があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、保険金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 保険金の支払事由（第2条）または免責事由（第3条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第21条）または重大事由（第23条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第29条）または解約（第31条）されたとき

第34条 保険金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）

第33条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第10条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に於いて次のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由（第2条）が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

15 保険金の受取人および保険契約者について

第35条 会社への通知による保険金の受取人の変更

1. 保険契約者は、保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.52参照）。

第36条 遺言による保険金の受取人の変更

1. 第35条（会社への通知による保険金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第37条 保険金の受取人の死亡

1. 保険金の受取人が保険金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により保険金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第38条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している

第34条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。

第39条 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡保険金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。高度障害保険金についても同様とします。

16 契約年齢の計算等について

第40条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第41条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第40条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

第42条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

17 社員配当金（保険契約者への配当）について

第43条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(5)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(5)に該当する保険契約については、(4)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第40条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第1条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	① その5年ごとに応当日*²から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごとに応当日*²の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 保険金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 保険金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険金とともにその受取人に支払います。ただし、保険金の支払いがないときは、保険契約者に支払います。
(3) 次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	責任準備金に加えて取り扱います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ および直前の5年ごとに応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、保険金の支払いにより消滅する保険契約	保険金とともにその受取人に支払います。
(5) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ からその日を含めて2年および直前の5年ごとに応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)から(4)以外の事由により消滅する保険契約* ³	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。この場合、割り当てた社員配当金の全部または一部は、会社の取扱いの範囲内で、社員配当金特殊支払特則を適用して払済養老保険の一時払保険料に充当する方法によって支払います。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第5条（保険金の支払時期）の1. の規定を準用します。

18 その他

第44条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第45条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所*に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いた

第43条 補足説明

* 1 契約成立日

保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条において「5年ごとに応当日」といいます。

* 3 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

ものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル 0120-714-532）となります。

第46条 時効

保険金（第2条）、保険料の払込免除（第7条）、返戻金（第32条）または社員配当金（第43条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第47条 管轄裁判所

1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社所在地または保険金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1.の規定を準用します。

19 特則について

第48条 保険料をステップ払込方式で払い込む場合の特則

1. 年払契約、半年払契約または月払契約の場合には、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険料払込期間を通じて同額の保険料を払い込む方式にかえて、契約成立日（第1条）からその日を含めた会社所定の期間*1経過後にステップ期間*1中の保険料より高く設定された保険料を払い込む方式を選択し、またはこの方式へ変更することができます。
2. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、本条の1.の規定を適用している保険契約を本条の1.の規定を適用しない保険契約に変更することができます。
3. 本条の1. および2.の規定による変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
- (2) 本条の1.の変更の場合で、第14条（保険料の振替貸付）または第24条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。
- (3) 本条の1. および2.の規定による変更が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

4. この保険契約に付加されている特約の保険料については、この特則は準用しません。

第49条 団体定期保険契約等からこの保険契約へ加入する場合の特則

1. 団体定期保険契約等*1の普通保険約款等の規定により、団体定期保険契約等*1からこの保険契約への加入が行われた場合には、会社は、責任開始の時（第1条）からこの保険契約上の責任を開始します。ただし、次の規定の適用にあたっては、この保険契約の保険期間は団体定期保険契約等*1のその被保険者に対する部分から継続したものとして取り扱います。

- (1) 高度障害保険金の支払い（第2条）
- (2) 被保険者の自殺による免責（第3条）
- (3) 保険料の払込免除（第7条・第8条）
- (4) 詐欺による取消し（第18条）または不法取得目的による無効（第19条）
- (5) 告知義務違反による解除（第21条・第22条）

2. 本条の1.の規定により団体定期保険契約等*1からこの保険契約への加入が行わ

第47条 補足説明

*1 保険金の受取人

保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者としてします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第48条 補足説明

*1 契約成立日からその日を含めた会社所定の期間

本条において「ステップ期間」といいます。

第49条 補足説明

*1 団体定期保険契約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 団体定期保険契約
- (2) 総合福祉団体定期保険契約
- (3) 無配当団体定期保険契約
- (4) 無配当総合福祉団体定期保険契約
- (5) 団体定期保険こども特約
- (6) 無配当団体定期保険こども特約

れた場合で、団体定期保険契約等*1に特約*2が付加されているとき、かつ、この保険契約に会社の定める同種の特約を付加するときは、本条の1.の規定を準用します。

第49条 補足説明

*2 特約

次の(1)から(14)をいいます。

- (1) 団体定期保険災害割増特約
- (2) 団体定期保険傷害特約
- (3) 団体定期保険災害保障特約
- (4) 団体定期保険こども災害割増特約
- (5) 団体定期保険こども傷害特約
- (6) 団体定期保険こども災害保障特約
- (7) 総合福祉団体定期保険災害総合保障特約
- (8) 無配当団体定期保険災害割増特約
- (9) 無配当団体定期保険傷害特約
- (10) 無配当団体定期保険災害保障特約
- (11) 無配当団体定期保険こども災害割増特約
- (12) 無配当団体定期保険こども傷害特約
- (13) 無配当団体定期保険こども災害保障特約
- (14) 無配当総合福祉団体定期保険災害総合保障特約

社員配当金特殊支払特則

第1条 特則の内容

- この特則は、社員配当金を基本保険（この普通保険約款中この特則を除く各規定が適用される保険のことをいいます。以下同じ。）に付加される払済養老保険（以下「買増保険」といいます。）の一時払保険料に充当する場合の取扱いおよび買増保険の契約内容について定めたものです。
- 社員配当金は、その割り当てられた事業年度の次の事業年度中に始まる保険年度の初日に買増保険の一時払保険料に充当します。
- 買増保険は、被保険者が保険期間満了の時に生存している場合には満期保険金を支払い、また、被保険者が保険期間中に死亡し、または所定の高度障害状態になった場合には満期保険金と同額の死亡保険金または高度障害保険金を支払う仕組みの保険です。
- 買増保険の保険期間は、本条の2.の規定により社員配当金を一時払保険料に充当した日から基本保険の保険期間満了日*1までとします。
- 買増保険の保険契約者および被保険者は、基本保険の保険契約者および被保険者と同一人とします。

第2条 保険金等の支払い

- 買増保険の保険金は、次のとおり支払います。

項 目	内 容
(1) 満期保険金	① 買増保険の保険期間が満了したときに、次のとおり支払います。 ア. 支払うべき基本保険の満期保険金、生存保険金または生存給付金があるときはその受取人に支払います。 イ. 支払うべき基本保険の保険金または給付金がないときは保険契約者に支払います。 ② ①にかかわらず、基本保険が個人年金保険または新個人年金保険の場合には、年金支払開始日に、基本保険の主たる年金と同じ種類および同じ型の年金の一時払保険料に振り替えて年金額を増額します。
(2) 死亡保険金	買増保険の保険期間中に基本保険の死亡保険金または死亡給付金が支払われるときに、その受取人に支払います。
(3) 高度障害保険金	買増保険の保険期間中に基本保険の高度障害保険金が支払われるときに、その受取人に支払います。

- 基本保険が5年ごと利差配当付普通終身保険の場合には、本条の1. ー(1)の買増保険の満期保険金について、買増保険の満期保険金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、すえ置き支払を請求することができます。この場合、すえ置かれた買増保険の満期保険金は、会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、請求があったときまたは基本保険が消滅するときに買増保険の満期保険金受取人に支払います。

第3条 基本保険の失効、解約、復活等の場合

- 基本保険が効力を失い、解除され、または解約されたときは、買増保険も同時に効力を失い、解除され、または解約されます。
- 基本保険が復活されたときは、本条の1. の規定によって効力を失った買増保険も同時に復活されます。

第4条 基本保険の保険期間が変更された場合

- 基本保険の保険期間*1が変更されたときは、買増保険の保険期間についてもあわせて変更されます。この場合、買増保険の保険金額を会社の定める方法により変更します。

第1条 補足説明

- * 1 基本保険の保険期間満了日
基本保険が終身保険の場合には会社が定める日とし、基本保険が個人年金保険または新個人年金保険の場合には年金支払開始日の前日とします。

第4条 補足説明

- * 1 基本保険の保険期間
基本保険が終身保険の場合には保険料払込期間とし、基本保険が個人年金保険または新個人年金保険の場合には年金支払開始日とします。

2. 買増保険のみの保険期間の変更は取り扱いません。

第5条 基本保険が払済養老保険または延長保険に変更された場合

1. 基本保険が払済養老保険または延長保険に変更されたことによって保険期間が短縮されたときは、買増保険の保険期間についてもあわせて同様に短縮されます。この場合、買増保険の保険金額を会社の定める方法により変更します。
2. 基本保険が払済養老保険または延長保険に変更された後復旧されたときは、買増保険についても同時に復旧されます。

第6条 基本保険が転換される場合

基本保険が転換される場合でも、保険契約転換特約および保険契約一部転換特約の規定にかかわらず、買増保険*1は継続するものとし、買増保険*1の保険期間満了日を、転換後の新たな基本保険の保険期間満了日*2にあわせるため、買増保険*1の保険期間を変更します。この場合、買増保険*1の保険金額を会社の定める方法により変更します。ただし、転換後契約が利率変動積立型終身保険の場合には、買増保険*1は、保険契約転換特約または保険契約一部転換特約の規定により消滅します。

第7条 解約および減額

1. 買増保険のみの解約は取り扱いません。
2. 買増保険の保険金額の減額は取り扱いません。

第8条 返戻金

1. 買増保険が効力を失い、解除され、または解約されたときは、基本保険の返戻金に、会社の定める方法により計算する買増保険の返戻金★をあわせて支払います。
2. 買増保険の返戻金は、基本保険について保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付を行う場合の返戻金には含めません。

★「会社の定める方法により計算する買増保険の返戻金」⇒「金額例表等について(例表)」(P.123参照)

第9条 社員配当金

買増保険に対する社員配当金はありません。

第10条 その他の取扱い

この特則に別段の定めのないときは、基本保険に適用される普通保険約款の規定を準用します。

第11条 特則の変更

1. 会社は、特に必要な場合には、この特則を変更することがあります。
2. 本条の1.の規定により、この特則が変更されたときは、買増保険についてその変更後の特則が適用されます。

第6条 補足説明

*1 買増保険

保険契約一部転換特約を適用するときは、被転換部分に対応する部分として計算した買増保険をいいます。

*2 基本保険の保険期間満了日

転換後の新たな基本保険が終身保険の場合には会社が定める日とし、転換後の新たな基本保険が個人年金保険または新個人年金保険の場合には年金支払開始日の前日とします。

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態となる保険料払込免除の対象となる	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
- $$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
- の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表3 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 死亡保険金の支払い	(1) 死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 高度障害保険金の支払い	(1) 高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

リビング・ニーズ特約目次

1 保障の開始について		10 特則について	
第1条 特約の責任開始の時	87	第19条 主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合の特則	91
2 保険金の支払いについて		第20条 保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則	91
第2条 特約保険金の支払い	87	第21条 主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則	92
第3条 免責事由	88	第22条 主契約に災害入院特約（06）等が付加されている場合の特則	92
3 保険料の払込みについて		第23条 保険契約の保険料が前納または予納されている場合の特則	92
第4条 特約の保険料の払込み	89	第24条 主契約が更新または変更される場合の特則	92
第5条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	89	第25条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	92
4 失効、失効取消および復活について		第26条 特定疾病保障終身保険契約または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則	93
第6条 特約の失効	89	第27条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則	93
第7条 特約の失効取消	89	第28条 就業不能保障保険に付加する場合の特則	93
第8条 特約の復活	89	第29条 主契約に中途一時払特約が付加されている場合の特則	94
5 復旧について		第30条 長期生活保障保険契約等に付加する場合の特則	94
第9条 特約の復旧	89	第31条 介護・特定疾病終身保険契約または5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則	94
6 解約等について		第32条 5年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加する場合の特則	95
第10条 特約の解約	90	第33条 5年ごと利差配当付介護終身年金保険契約に付加する場合の特則	95
第11条 特約の消滅	90	第34条 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約に付加する場合の特則	95
第12条 返戻金	90	第35条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	96
7 特約保険金受取人について		第36条 5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約または5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）契約に付加する場合の特則	97
第13条 会社への通知による特約保険金受取人の変更	90	第37条 5年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険契約に付加する場合の特則	98
第14条 遺言による特約保険金受取人の変更	90	第38条 主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則	99
第15条 特約保険金受取人の死亡	91		
8 社員配当金について			
第16条 社員配当金の特別取扱い	91		
9 その他			
第17条 管轄裁判所	91		
第18条 普通保険約款の規定の準用	91		
別表 特約保険金の支払請求に必要な書類	100		

リビング・ニーズ特約

(実施 1994.4.2 / 改正 2023.4.1)

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	会社が承諾した日

2. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 保険金の支払いについて

第2条 特約保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じ、その支払請求があったときは、その支払事由に対応して特約保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由 (特約保険金を支払う場合)	金 額	受取人
特約保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき*1	主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める特約保険金額の限度内★で特約保険金受取人が特約保険金の請求時に指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める方法により計算する次の金額を差し引いた金額 (1) 必要書類（別表★）が会社 に到着した日（以下「特約 保険金の請求日」といいま す。）から6か月間の指定 保険金額に対応する利息 (2) 特約保険金の請求日から6 か月間の指定保険金額に対 応する保険料相当額	特約保 険金 受取 人

第2条 補足説明

*1 被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき

この判断は、医師の診断に基づき、特約保険金の請求時における被保険者の状態について会社が判断するものとします。また、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。

- (1) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、特約保険金の請求時には余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合
- (2) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、特約保険金の請求日の前に被保険者が死亡した場合

2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 特約保険金の支払い	次のとおり取り扱います。 ① 必要書類（別表★）が会社に到着しない限り、特約保険金を支払いません。 ② 特約保険金の請求日が主契約の保険期間満了の時*2前1年以内であるときは、特約保険金を支払いません。
(2) 特約保険金受取人	被保険者または保険契約者とし、主契約の高度障害保険金受取人と同一とします。ただし、保険契約者とするときは、保険契約者は、被保険者の同意を得ることを必要とします。
(3) 主契約の死亡保険金額の全部または一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われたとき	① 主契約は、指定保険金額の部分について、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。 ② ①の場合、主契約の消滅した部分は、主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。 ③ ①の場合、普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、会社は、特約保険金を支払ったことにより消滅した部分については、普通保険約款に定める保険金を支払いません。 ④ 特約保険金を支払ったことにより、主契約の一部が消滅したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。
(4) 特約保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、その支払請求があったとき	特約保険金の支払事由は生じないで普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
(5) 普通保険約款に規定する貸付金があるとき	支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。

★別表（P.100参照）

★「会社の定める特約保険金額の限度内」⇒「ご契約のしおり」の「リビング・ニーズ特約による保険金のお支払いについて」に掲載しています（P.30参照）。

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じて特約保険金を支払わない場合）
特約保険金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 指定代理請求人の故意 (4) 被保険者の自殺行為 (5) 被保険者の犯罪行為 (6) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

第2条 補足説明

*2 主契約の保険期間満了の時
次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款の規定により更新される場合には、更新後契約の保険期間満了の時とします。
- (2) 普通保険約款の規定により変更される場合には、変更後契約の保険期間満了の時とします。

項 目	内 容
「戦争その他の変乱」によって特約保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約保険金の金額の一部または全部を支払います。

3 保険料の払込みについて

第4条 特約の保険料の払込み

この特約は、保険料の払込みを必要としません。

第5条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

主契約および主契約に付加されている特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から主契約および主契約に付加されている特約の未払込保険料を差し引きます。

4 失効、失効取消および復活について

第6条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第7条 特約の失効取消

1. 普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約が効力を失わなかったものとして取り扱われるときは、この特約についても効力が失われなかったものとして取り扱います。
2. 主契約の延滞保険料払込期間中にこの特約による保険金の支払事由（第2条）が生じた場合で、主契約の延滞保険料が主契約の延滞保険料払込期間中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第8条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

5 復旧について

第9条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとしします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第7条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

第8条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

6 解約等について

第10条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.52参照）。

第11条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 特約保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が延長保険に変更されたとき
- (4) 主契約に年金移行特約等*1が付加されている場合で、主契約の全部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されたとき
- (5) 主契約の高度障害保険金受取人が特約保険金受取人以外の者に変更されたとき

第12条 返戻金

この特約には返戻金はありません。

7 特約保険金受取人について

第13条 会社への通知による特約保険金受取人の変更

1. 保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人と主契約の高度障害保険金受取人は同一とします。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の特約保険金受取人に特約保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の特約保険金受取人から、特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.52参照）。

第14条 遺言による特約保険金受取人の変更

1. 第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人と主契約の高度障害保険金受取人は同一とします。
2. 本条の1. の特約保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による特約保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第11条 補足説明

*1 年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 年金移行特約
- (2) 夫婦年金移行特約
- (3) 介護保障移行特約
- (4) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (5) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (6) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約

第15条 特約保険金受取人の死亡

1. 特約保険金受取人が特約保険金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特約保険金受取人とします。
2. 本条の1. の規定により特約保険金受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により特約保険金受取人となった者のうち生存している他の特約保険金受取人を特約保険金受取人とします。
3. 本条の1. および2. により特約保険金受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

8 社員配当金について

第16条 社員配当金の特別取扱い

1. 会社は、特約保険金を支払うときは、普通保険約款および主契約に付加されている特約の社員配当金の支払いに関する規定により、指定保険金額の部分に対応する社員配当金を支払います。この場合、支払うべき社員配当金は、特約保険金とともにその受取人に支払います。
2. 会社は、特約保険金を支払うときは、社員配当金を一時払保険料とする生存保険について、次のとおり取り扱います。

- (1) 生存保険は、指定保険金額の主契約の死亡保険金額に対する割合で消滅するものとします。この場合、会社は、消滅した部分に対応する返戻金を支払いません。
- (2) (1)の場合、特約保険金の支払後における主契約の社員配当金は、利息をつけて積み立てる方法により取り扱います。

3. 会社は、特約保険金を支払うときは、社員配当金により増額された保険金額のうち、指定保険金額の主契約の死亡保険金額に対する割合に相当する金額を、特約保険金の請求日から6か月間のその部分に対応する利息を差し引いて、特約保険金とともにその受取人に支払います。

9 その他

第17条 管轄裁判所

この特約における特約保険金の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第18条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

10 特則について

第19条 主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合の特則

主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合で、その保険期間中に特約保険金を支払うときは、買増保険の死亡保険金額のうち、指定保険金額の主契約の死亡保険金額に対する割合に相当する金額を、特約保険金とともにその受取人に支払います。

第20条 保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則

この特約が付加された保険契約に特別条件特約が付加され、保険金の削減支払の条件が適用されている場合で、保険金の削減期間中に特約保険金の請求があったときは、会社は、第2条（特約保険金の支払い）の1. の保険金額に特約保険金の請求日における特別条件特約に定める所定の割合を乗じた金額を支払います。

第21条 補足説明

* 1 定期保険特約等

次の(1)から(21)をいいます。

- (1) 定期保険特約
- (2) 生存給付金付定期保険特約
- (3) 養老保険増額特約
- (4) 終身保険増額特約
- (5) 特定疾病保障終身保険増額特約
- (6) 逓減定期保険特約
- (7) 長期生活保障特約
- (8) 特定疾病保障定期保険特約
- (9) 介護・特定疾病定期保険特約
- (10) 介護・特定疾病終身保険特約
- (11) 5年ごと利差配当付定期保険特約
- (12) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約
- (13) 5年ごと利差配当付養老保険増額特約
- (14) 5年ごと利差配当付終身保険増額特約
- (15) 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険増額特約
- (16) 5年ごと利差配当付逓減定期保険特約
- (17) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約
- (18) 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約
- (19) 5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約
- (20) 5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約
- (21) 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約

* 2 各特約の保険期間満了の時

次の(1)および(2)のとおり取り扱

第21条 主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則

主契約に定期保険特約等*1が付加されているときは、次のとおり取り扱います。
ただし、付加された定期保険特約等*1について各特約の保険期間満了の時*2前1年間は、この特則を適用しません。

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）の1.、2. - (3)、第16条（社員配当金の特別取扱い）の2. - (1)、3. および第19条（主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合の特則）の主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に定期保険特約等*1の特約死亡保険金額*3を加えた額とします。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の1. の指定保険金額は、特約保険金の請求日における主契約の死亡保険金額および定期保険特約等*1の特約死亡保険金額*3のそれぞれの割合に応じて、主契約の死亡保険金額および定期保険特約等*1の特約死亡保険金額*3から指定されたものとします。
- (3) この特則による特約保険金の支払いについては、第2条（特約保険金の支払い）の規定を準用して取り扱います。
- (4) 第2条（特約保険金の支払い）の2. - (3)の規定によって遡減定期保険特約等*4の全部または一部が消滅するときは、遡減定期保険特約等*4は、指定保険金額の(1)に定める主契約の死亡保険金額に対する割合で消滅します。

第22条 主契約に災害入院特約（06）等が付加されている場合の特則

1. 主契約に付加されている災害入院特約（06）等*1にあっては、各特約の被保険者が、各特約の保険期間中に各特約に規定する入院を開始した場合で、その入院が主契約の全部が消滅したことにより各特約が消滅する日を含んで継続したときは、その継続した入院について、各特約の消滅後も各特約の保険期間中の入院とみなします。
2. 主契約に付加されている通院特約（06）または無配当通院特約にあっては、各特約の被保険者が、主契約の全部が消滅したことにより各特約が消滅する日を含む通院期間中に通院をしたときは、その通院期間中の通院について、各特約の消滅後も各特約の保険期間中の通院とみなします。また、各特約の被保険者が、各特約の保険期間中に各特約に規定する入院を開始した場合で、その入院が主契約の全部が消滅したことにより各特約が消滅する日を含んで継続したときは、その継続した入院の退院後の通院期間中の通院について、各特約の消滅後も各特約の保険期間中の通院とみなします。
3. 主契約に付加されている5年ごと利差配当付健康支援特約にあっては、その特約の被保険者が、その特約の保険期間中にその特約に規定する入院を開始した場合で、その入院が主契約の全部が消滅したことによりその特約が消滅する日を含んで継続したときは、その継続した入院およびその入院に対する退院について、その特約の消滅後もその特約の保険期間中の入院および退院とみなします。
4. 本条の1. から3. に定める特約のほか、会社の定める他の特約についても、本条の1. から3. の規定を準用します。

第23条 保険契約の保険料が前納または予納されている場合の特則

この特約が付加された保険契約の保険料が前納または予納されている場合で、特約保険金を支払うときは、消滅した部分について保険料の前納金または予納保険料の残額があれば、特約保険金とともにその受取人に支払います。

第24条 主契約が更新または変更される場合の特則

主契約が更新または変更されるときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は、引き続きその主契約に付加されます。

第25条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

います。

- (1) 特約の規定により更新される場合には、更新後特約の保険期間満了の時とします。
- (2) 特約の規定により変更される場合には、変更後特約の保険期間満了の時とします。

* 3 定期保険特約等の特約死亡保険金額

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 遡減定期保険特約または5年ごと利差配当付遡減定期保険特約については、特約保険金の請求日の6か月後の応当日の特約死亡保険金額とします。
- (2) 長期生活保障特約、5年ごと利差配当付長期生活保障特約または5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約については、特約保険金の請求日の6か月後の応当日の特約一時金額とします。

* 4 遡減定期保険特約等

次の(1)から(5)をいいます。

- (1) 遡減定期保険特約
- (2) 長期生活保障特約
- (3) 5年ごと利差配当付遡減定期保険特約
- (4) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約
- (5) 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約

第22条 補足説明

* 1 災害入院特約（06）等

次の(1)から(14)をいいます。

- (1) 災害入院特約（06）
- (2) 手術給付金付疾病入院特約（06）
- (3) 成人病入院特約（06）
- (4) 女性入院特約（06）
- (5) 長期入院特約（07）
- (6) 新女性医療特約
- (7) 入院初期給付特約
- (8) 無配当災害入院特約
- (9) 無配当手術給付金付疾病入院特約
- (10) 無配当成人病入院特約
- (11) 無配当女性入院特約
- (12) 無配当長期入院特約
- (13) 無配当新女性医療特約
- (14) 無配当入院初期給付特約

- (1) 主契約に定期保険特約等*1を付加することを必要とします。ただし、この特約の責任開始の日において、第1被保険者もしくは第2被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払っていた場合を除きます。
- (2) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「主契約の第1被保険者（この特約の責任開始の日において、第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払っていたときは第2被保険者）」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約保険金の支払い）の2. ー(2)の規定にかかわらず、特約保険金受取人は被保険者に限るものとし、第11条（特約の消滅）の(5)、第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）、第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）および第15条（特約保険金受取人の死亡）の規定は適用しません。
- (4) 第1被保険者もしくは第2被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払っていた場合に限り、主契約の死亡保険金額を指定保険金額の対象とし、第21条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則）の適用にあたって連生終身保険増額特約を含んで取り扱います。
- (5) 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - ① 主契約の第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったとき
 - ② (1)により付加を必要とする定期保険特約等*1のすべてが消滅したとき

第26条 特定疾病保障終身保険契約または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障終身保険契約または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加するときは、第11条（特約の消滅）の(3)中、「延長保険」とあるのを「延長特定疾病保障保険」と読み替えます。

第27条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約に定期保険特約等*1を付加することを必要とします。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の2. ー(2)、第11条（特約の消滅）の(5)、第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. および第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのをすべて「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第11条（特約の消滅）の(3)中、「延長保険」とあるのを「払済年金保険」と読み替えます。
- (4) 第21条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則）の適用にあたって、主契約の死亡給付金額は指定保険金額の対象とはしません。
- (5) (1)の定期保険特約等*1のすべてが消滅したときは、この特約は消滅します。

第28条 就業不能保障保険に付加する場合の特則

この特約を就業不能保障保険に付加するときは、次のとおり取り扱います。

第25条 補足説明

*1 定期保険特約等

次の(1)から(10)をいいます。

- (1) 定期保険特約
- (2) 生存給付金付定期保険特約
- (3) 養老保険増額特約
- (4) 終身保険増額特約
- (5) 特定疾病保障終身保険増額特約
- (6) 逓減定期保険特約
- (7) 長期生活保障特約
- (8) 特定疾病保障定期保険特約
- (9) 介護・特定疾病定期保険特約
- (10) 介護・特定疾病終身保険特約

第27条 補足説明

*1 定期保険特約等

次の(1)から(9)をいいます。

- (1) 定期保険特約
- (2) 生存給付金付定期保険特約
- (3) 養老保険増額特約
- (4) 特定疾病保障終身保険増額特約
- (5) 逓減定期保険特約
- (6) 長期生活保障特約
- (7) 特定疾病保障定期保険特約
- (8) 介護・特定疾病定期保険特約
- (9) 介護・特定疾病終身保険特約

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)および(4)中、「普通保険約款に定める保険金」とあるのをすべて「普通保険約款に定める死亡保険金または高度障害保険金」と読み替えます。
- (2) 第20条（保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則）中、「特別条件特約」とあるのをすべて「就業不能保障保険特別条件特約」と読み替えます。
- (3) 被保険者が、主契約の保険期間中に就業不能状態に該当し、主契約の全部が消滅する日を含んで引き続いて就業不能状態にあるときは、その日以後の就業不能状態を、主契約の保険期間中の就業不能状態とみなします。
- (4) 主契約に保険料の一部一時払の特則が適用されている場合で、特約保険金が支払われるときは、主契約の一時払保険部分および平準払保険部分の死亡保険金額のそれぞれの割合に応じて、指定保険金額が指定されます。

第29条 主契約に中途一時払特約が付加されている場合の特則

主契約に中途一時払特約が付加されている場合で、特約保険金が支払われるときは、その特約による取扱いを受ける主契約および主契約に付加された特約それぞれの一時払部分および分割払部分の死亡保険金額のそれぞれの割合に応じて、指定保険金額が指定されます。

第30条 長期生活保障保険契約等に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約、5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約、5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約、5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約、5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険契約または5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）契約に付加するときは、この特約中の主契約の死亡保険金額は、特約保険金の請求日の6か月後の応当日の一時金額とし、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) この特約の特色中、「死亡保険金」とあるのを「死亡年金」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(2)、第11条（特約の消滅）の(5)、第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. および第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのをすべて「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-①中、「指定保険金額の部分について」とあるのを「指定保険金額の主契約の死亡保険金額に対する割合で」と読み替えます。
- (5) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-②中、「保険金」とあるのを「一時金」と読み替えます。
- (6) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-③中、「保険金の支払事由」とあるのを「第1回年金の支払事由」と、「保険金」とあるのを「第1回年金または一時金」とそれぞれ読み替えます。
- (7) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(4)中、「保険金」とあるのをすべて「第1回年金」と読み替えます。
- (8) 第11条（特約の消滅）の(2)を次のとおり読み替えます。
(2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき。ただし、第1回年金が支払われる場合を含みます。
- (9) 第20条（保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則）中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回年金の削減」と読み替えます。

第31条 介護・特定疾病終身保険契約または5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を介護・特定疾病終身保険契約または5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加するときは、第11条（特約の消滅）の(3)中、「延長保険」とあるのを「延長介護・特定疾病保険」と読み替えます。

第32条 5年ごと利差配当付逡減定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付逡減定期保険契約に付加するときは、この特約中の主契約の死亡保険金額は、特約保険金の請求日の6か月後の応当日の保険金額とします。

第33条 5年ごと利差配当付介護終身年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護終身年金保険契約に付加する場合には、次のとおり読み替えます。

- (1) この特約の特色中、「死亡保険金」とあるのを「死亡給付金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の1. 中、「死亡保険金額」とあるのを「死亡給付金の金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(2)、第11条（特約の消滅）の(5)、第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. および第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのをすべて「主契約の介護年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)中、「主契約の死亡保険金額」とあるのを「主契約の死亡給付金の金額」と読み替えます。
- (5) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-①中、「主契約は、指定保険金額の部分について」とあるのを「第1回介護年金額について、主契約は、指定保険金額の主契約の死亡給付金の金額に対する割合で」と読み替えます。
- (6) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-②中、「主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。」とあるのを「主契約の死亡給付金が支払われたものとして取り扱います。」と読み替えます。
- (7) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-③中、「保険金」とあるのをすべて「第1回介護年金または死亡給付金」と読み替えます。
- (8) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(4)中、「保険金」とあるのをすべて「第1回介護年金または死亡給付金」と読み替えます。
- (9) 第20条（保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則）中、「特別条件特約が付加」とあるのをすべて「特別条件特則*1が適用」と、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回介護年金または死亡給付金の削減」と、「特別条件特約に定める」とあるのを「特別条件特則*1に定める」とそれぞれ読み替えます。

第33条 補足説明

*1 特別条件特則

普通保険約款に定める特別条件をつける場合の特則をいいます。

第34条 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護一時金保険契約に付加する場合には、次のとおり読み替えます。

- (1) この特約の特色中、「死亡保険金」とあるのを「死亡給付金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の1. 中、「死亡保険金額」とあるのを「死亡給付金の金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約保険金の支払い）の2. - (2)、第11条（特約の消滅）の(5)、第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. および第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのをすべて「主契約の介護保険金受取人」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約保険金の支払い）の2. - (3)中、「主契約の死亡保険金額」とあるのを「主契約の死亡給付金の金額」と読み替えます。
- (5) 第2条（特約保険金の支払い）の2. - (3)-①中、「主契約は、指定保険金額の部分について」とあるのを「介護保険金額について、主契約は、指定保険金額の主契約の死亡給付金の金額に対する割合で」と読み替えます。
- (6) 第2条（特約保険金の支払い）の2. - (3)-②中、「主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。」とあるのを「主契約の死亡給付金が支払われたものとして取り扱います。」と読み替えます。
- (7) 第2条（特約保険金の支払い）の2. - (3)-③中、「保険金」とあるのをすべて「介護保険金または死亡給付金」と読み替えます。
- (8) 第2条（特約保険金の支払い）の2. - (4)中、「保険金」とあるのをすべて「介護保険金または死亡給付金」と読み替えます。
- (9) 第20条（保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則）中、「特別条件特約が付加」とあるのをすべて「特別条件特則*1が適用」と、「保険金の削減」とあるのをすべて「介護保険金等*2の削減」と、「特別条件特約に定める」とあるのを「特別条件特則*1に定める」とそれぞれ読み替えます。

第34条 補足説明

* 1 特別条件特則

普通保険約款に定める特別条件をつける場合の特則をいいます。

* 2 介護保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 介護保険金
- (2) 介護見舞金
- (3) 死亡給付金

第35条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(8)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 特約保険金受取人が被保険者の場合で、特約保険金受取人が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が特約保険金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

- ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

- (2) (1)の規定により、指定代理請求人が特約保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② 指定代理請求人の印鑑証明書
- ③ 指定代理請求人の住民票
- ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し

- (3) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は(1)に規定する者に限ります。
- (4) (3)の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続して

いる情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)を受けることを必要とします。

- (5) 指定代理請求人は、主契約および付加特約を通じて同一人であることを必要とします。
- (6) (1)の規定により会社が特約保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (7) 特約保険金を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。
- (8) この特約が付加された保険契約が普通保険約款もしくは主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除または重大事由による解除の規定によって解除される場合で、通知すべき保険契約者またはその住所や居所が不明のとき、その他正当な事由によって保険契約者に通知できないときは、会社は、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人に通知します。

★別表 (P.100参照)

第36条 5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約または5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約または5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）契約に付加するときは、次の(1)から(4)のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）の2. を次のとおり読み替えます。
2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 特約保険金の支払い	次のとおり取り扱います。 ① 必要書類（別表★）が会社に到着しない限り、特約保険金を支払いません。 ② 特約保険金の請求日が次のいずれかの期間にあるときは、特約保険金を支払いません。 ア. 主契約に定める第1保険年度中 イ. 主契約の保険期間満了の時前1年以内
(2) 特約保険金受取人	被保険者または保険契約者に限ります。ただし、保険契約者とするときは、保険契約者は、被保険者の同意を得ることを必要とします。
(3) 主契約の死亡保険金額の全部または一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われたとき	① 主契約は、指定保険金額の部分について、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。 ② ①の場合、主契約の消滅した部分は、主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。 ③ ①の場合、普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じても、会社は、特約保険金を支払ったことにより消滅した部分については、普通保険約款に定める保険金を支払いません。 ④ 特約保険金を支払ったことにより、主契約の一部が消滅したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第35条 補足説明

*1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

項 目	内 容
(4) 特約保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、その支払請求があったとき	特約保険金の支払事由は生じないで普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
(5) 普通保険約款に規定する貸付金があるとき	支払うべき金額から貸付元利息を差し引きます。

- (2) 第11条（特約の消滅）を次のとおり読み替えます。
 第11条（特約の消滅）
 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 特約保険金を支払ったとき
 (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

- (3) 第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. を次のとおり読み替えます。
 1. 保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人は保険契約者または被保険者に限ります。
- (4) 第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. を次のとおり読み替えます。
 1. 第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人は保険契約者または被保険者に限ります。

★別表（P.100参照）

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.52参照）。

第37条 5年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険契約に付加するときは、次の(1)から(4)のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）の2. を次のとおり読み替えます。
 2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 特約保険金の支払い	次のとおり取り扱います。 ① 必要書類（別表★）が会社に到着しない限り、特約保険金を支払いません。 ② 特約保険金の請求日が次のいずれかの期間にあるときは、特約保険金を支払いません。 ア. 主契約に定める第1保険期間中 イ. 主契約の保険期間満了の時前1年以内
(2) 特約保険金受取人	被保険者または保険契約者に限ります。ただし、保険契約者とするときは、保険契約者は、被保険者の同意を得ることを必要とします。

項 目	内 容
(3) 主契約の死亡保険金額の全部または一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われたとき	① 主契約は、指定保険金額の部分について、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。 ② ①の場合、主契約の消滅した部分は、主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。 ③ ①の場合、普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、会社は、特約保険金を支払ったことにより消滅した部分については、普通保険約款に定める保険金を支払いません。 ④ 特約保険金を支払ったことにより、主契約の一部が消滅したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。
(4) 特約保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、その支払請求があったとき	特約保険金の支払事由は生じないで普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
(5) 普通保険約款に規定する貸付金があるとき	支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。

- (2) 第11条（特約の消滅）を次のとおり読み替えます。
 第11条（特約の消滅）
 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1) 特約保険金を支払ったとき
(2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

- (3) 第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. を次のとおり読み替えます。
1. 保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人は保険契約者または被保険者に限ります。
- (4) 第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. を次のとおり読み替えます。
1. 第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人は保険契約者または被保険者に限ります。

★別表（P.100参照）

第38条 主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則

主契約に保険契約者代理特約が付加されているときは、第3条（免責事由）の1. を次のとおり読み替えます。

1. 支払事由（第2条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じて特約保険金を支払わない場合）
特約保険金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 保険契約者代理人の故意 (4) 指定代理請求人の故意 (5) 被保険者の自殺行為 (6) 被保険者の犯罪行為 (7) 戦争その他の変乱

別表 特約保険金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
特約保険金の支払い	(1) 特約保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

保険契約者代理特約目次

第1条	特約の付加	102	第10条	生存給付金付定期保険契約または5年ごと 利差配当付生存給付金付定期保険契約に付 加する場合の特則	105
第2条	保険契約者代理人による手続き	102	第11条	新こども保険契約に付加する場合の特則	105
第3条	保険契約者代理人の変更および指定の取消 し	103	第12条	長期生活保障保険契約または5年ごと利差 配当付長期生活保障保険契約に付加する場 合の特則	105
第4条	告知義務違反による解除に関する取扱い	104	第13条	この特約が付加された主契約に長期生活保 障特約または5年ごと利差配当付長期生活 保障特約が付加されている場合の特則	105
第5条	重大事由による解除	104			
第6条	告知義務違反または重大事由による解除の 通知	104			
第7条	この特約の消滅	104			
第8条	普通保険約款の規定の準用	104			
第9条	連生終身保険契約に付加する場合の特則	105			
別表	保険契約者代理人が代理手続きを行う際に必要な書類	106			

特

約

保険契約者代理特約

保険契約者代理特約

(実施 2021.4.2 / 改正 2025.4.2)

第1条 特約の付加

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者（年金開始日以後の保険契約にこの特約を付加するときは年金受取人とします。以下同じ。）の申出により、主契約の締結の際または主契約の締結後、会社が承諾したときに主契約に付加します。
- この特約を付加するときは、保険契約者は、被保険者の同意を得て、保険契約者代理人を1人指定することを必要とします。
- この特約の効力は、次のいずれかの日から開始します。

付加の時期	この特約の効力が開始する日
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	次のいずれか早い日 ① 主契約の責任開始の日 ② 主契約の保険期間開始の日*1
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した日

- 主契約の締結後にこの特約を付加したときは、会社は、その旨を保険契約者へ通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第2条 保険契約者代理人による手続き

- 保険契約者に次のいずれかの事情があるため、保険契約者が自ら本条の2. に定める手続きを行うことができないと会社が認めたときは、保険契約者代理人が保険契約者に代わって以後の手続きを行うことができます。

- | |
|--|
| (1) 傷害または疾病により、本条の2. に定める手続きを行う意思表示ができないこと |
| (2) その他(1)に準じた状態であること |

- 保険契約者代理人が行うことができる手続き（以下「代理手続き」といいます。）は、次のものとします。
 - 主契約の普通保険約款および特約に定める保険契約者が行うことができる手続きとします。この場合、保険契約者代理人は、保険契約者と保険金等*1の受取人が同一人である場合における保険金等*1の受取人が行うことができる手続き*2については会社の取扱いの範囲内で行うことができるものとします。
 - (1)にかかわらず、次の手続きは代理手続きの対象外とします。

- | |
|---|
| ① 保険金等*1の受取人の変更手続き |
| ② 保険契約者の変更手続き |
| ③ 告知を要する手続き |
| ④ 保険契約者代理人の変更手続き |
| ⑤ 保険契約者、被保険者および保険金等*1の受取人が同一人である場合で、被保険者が行うことができる保険金等*1の請求手続き |

- 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に、会社は、被保険者および保険金等*1の受取人、またはその一方から同意を求めることがあります。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に、保険契約者代理人から申出があり、会社が認めたときは、会社はこの特約が付加されている保険契約に関する情報について、会社の取扱いの範囲内で、保険契約者代理人に対して開示することができます。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行う場合には、保険契約者代理人は代理手続きを行う時において、次のいずれかに該当することを必要とします。

第1条 補足説明

***1 主契約の保険期間開始の日**
次の(1)から(3)の締結の際にこの特約を付加したときは、この特約の効力は保険期間開始の日から開始します。

- 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- 無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約

第2条 補足説明

***1 保険金等**
この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとします。

- 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が受け取ることとなる次の給付（給付とともに支払われる金銭を含みます。）
 - 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - 社員配当金
 - すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- 保険料の払込免除

***2 保険契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における保険金等の受取人が行うことができる手続き**

以下の手続きは、この特約が付加された主契約に指定代理請求人が指定されていないときに限ります。

- 年金支払開始日前の保険契約で、保険契約者、被保険者および年金受取人が同一人の場合の保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）の請求手続き。
- 年金支払開始日以後の保険契約で、被保険者と年金受

- (1) 次の範囲内の者
 - ① 保険契約者の戸籍上の配偶者
 - ② 保険契約者の直系血族
 - ③ 保険契約者の3親等内の血族
 - ④ 保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族
- (2) 次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために保険契約者代理人が代理手続きを行うべき適当な理由があると会社が認める者
 - ① 保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている(1)以外の範囲の者
 - ② 保険契約者との財産管理契約により財産管理を行っている者

6. 本条の1. にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、保険契約者代理人は代理手続きを行うことができません。

- (1) 保険契約者について、法令に定める代理人に、保険契約の手続きに関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき
- (2) 保険契約者代理人が故意に保険金等*1の支払事由*3を生じさせたとき
- (3) 保険契約者代理人が故意に保険契約者を本条の1. -(1)または(2)の状態に該当させたとき

7. 保険契約者代理人は、代理手続きを行う際に、次のすべての書類を提出することを必要とします。

- (1) 保険契約者が自ら本条の2. に定める手続きを行うことができない事情があることを証明する書類
- (2) 別表★に定める必要書類

8. 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に、本条の6. に該当する可能性がある場合は、普通保険約款および特約に定める保険金等*1を支払うための確認の取扱いに準じて取り扱います。この場合、会社は、その旨を保険契約者代理人に通知します。

9. 本条の8. の取扱いに際し、保険契約者代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*4は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等*1の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。

10. 本条の1. から9. の規定により、会社が保険金等*1を保険契約者代理人に支払ったときは、その後重複してその保険金等*1の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

11. 保険契約者が本条の1. に定める状態に該当した後、保険契約者から申出があり、保険契約者が本条の1. に定める状態にないことを会社が認めたときは、それ以後再度本条の1. に定める状態に該当するまでは、保険契約者代理人は本条にもとづく代理手続きを行うことはできません。

★別表 (P.106参照)

取人が同一人の場合の保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）の請求手続き。（ただし、主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険または利率変動型終身保険がある場合を除きます。）

* 3 保険金等の支払事由

保険料の払込免除事由を含みます。

* 4 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第3条 保険契約者代理人の変更および指定の取消し

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更すること、または保険契約者代理人の指定を取り消すことができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者代理人の変更等を行うときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
3. 本条の1. および2. の規定による保険契約者代理人の変更等を行った後は、変更等を行う前に手続き可能な代理手続きがあっても、変更等を行う前の保険契約者代理人は代理手続きを行うことはできません。

第4条 告知義務違反による解除に関する取扱い

主契約または付加特約に定める告知義務違反による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除する場合でも、保険金等*1の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、保険金等*1の受取人または保険契約者代理人が証明したときは、会社は、保険金等*1の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

第5条 重大事由による解除

1. 会社は、保険契約者代理人が、次のいずれかに該当するときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者代理人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき

① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき

② 保険契約者代理人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 重大事由による解除の通知については、第6条（告知義務違反または重大事由による解除の通知）の規定を準用して取り扱います。

第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知

主契約または付加特約に定める告知義務違反または重大事由による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。ただし、次の場合には、被保険者、保険金等*1の受取人、または保険契約者代理人に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

- (1) 保険契約者またはその居所もしくは住所が不明の場合

(2) (1)の他、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第7条 この特約の消滅

1. 次のいずれかのときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者が死亡したとき

(2) 保険契約者が変更されたとき

(3) 第3条（保険契約者代理人の変更および指定の取消し）の規定により保険契約者代理人の指定を取り消したとき

(4) その他の法令に定める代理権の消滅事由に該当したとき

2. 本条の1. の(4)に該当した場合には、すみやかに会社へ通知することを必要とします。

第8条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

第4条 補足説明

* 1 保険金等

この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとしします。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が受け取ることとなる次の給付（給付とともに支払われる金銭を含みます。）
- ① 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）

② 社員配当金

③ すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- (2) 保険料の払込免除

第6条 補足説明

* 1 保険金等

この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとしします。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が受け取ることとなる次の給付（給付とともに支払われる金銭を含みます。）
- ① 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）

② 社員配当金

③ すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- (2) 保険料の払込免除

第9条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
 - (2) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。
2. 本条の1. にかかわらず、第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払った時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第2被保険者」と読み替えます。

第10条 生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、被保険者が変更されたときは、保険契約者代理人の指定は取り消され、この特約は消滅します。

- (1) 生存給付金付定期保険契約
 - (2) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約

第11条 新こども保険契約に付加する場合の特則

この特約を新こども保険契約に付加するときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の付加）の規定にかかわらず、保険契約者代理人は保険契約者の死亡時以後の教育資金受取人とします。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、第1条（特約の付加）の2. の規定により保険契約者代理人を指定することを必要とします。
- (2) 第3条（保険契約者代理人の変更および指定の取消し）の1. 中、「被保険者の同意と会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更すること、または保険契約者代理人の指定を取り消すことができます」とあるのを「保険契約者代理人の指定を取り消すことができます」と読み替えます。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合を除きます。
- (3) 普通保険約款の規定により保険契約者の権利義務が承継されたときは、この特約は消滅します。

第12条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障保険契約
 - (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約

第13条 この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則

この特約が付加された主契約に次の特約が付加されている場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障特約
 - (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約

別表 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に必要な書類

項 目	必要書類
代理手続き	(1) 普通保険約款および各特約に定める手続き等の請求書類 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 保険契約者と保険契約者代理人との戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 保険契約者代理人の印鑑証明書 (5) 保険契約者代理人の住民票 (6) 保険契約者または保険契約者代理人の健康保険被保険者証の写し (7) 保険契約者代理人が保険契約者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証明する書類 (8) 最終の保険料の払込みを証明する書類 (9) 保険契約者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記がないことを証明する書類 (10) 保険契約者代理人が代理手続きを行う目的等を確認する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金等の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

指定代理請求特約（2016）目次

1 特約の付加について	6 その他
第1条 特約の付加…………… 108	第8条 この特約が付加された主契約または付加特約の代理請求に関する規定の不適用…………… 110
2 保険金等の請求について	第9条 普通保険約款の規定の準用…………… 110
第2条 特約の対象となる保険金等…………… 108	第10条 連生終身保険契約に付加する場合の特則…………… 110
第3条 指定代理請求人による保険金等の請求手続き…………… 108	第11条 生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則…………… 111
3 指定代理請求人の変更等について	第12条 新こども保険契約に付加する場合の特則…………… 111
第4条 指定代理請求人の変更および指定の取消し…………… 109	第13条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則…………… 111
4 保険契約等の解除に関する取扱いについて	第14条 この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則…………… 111
第5条 告知義務違反による解除に関する取扱い…………… 109	第15条 主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則…………… 112
第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知…………… 110	
5 特約の消滅について	
第7条 この特約の消滅…………… 110	
別表 指定代理請求人による保険金等の請求に必要な書類…………… 113	

指定代理請求特約（2016）

（実施 2016.4.4 / 改正 2023.4.1）

1 特約の付加について

第1条 特約の付加

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約の締結の際または主契約の締結後、会社が承諾したときに主契約に付加します。
- 本条の1. にかかわらず、主契約または主契約に付加されている特約（この特約を除き、以下「付加特約」といいます。）に、第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等がないときは、この特約を付加することはできません。
- この特約を付加するときは、保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を1人指定することを必要とします。
- この特約の効力は、次のいずれかの日から開始します。

付加の時期	この特約の効力が開始する日
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任開始の日
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した日

- 主契約の締結後にこの特約を付加したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 保険金等の請求について

第2条 特約の対象となる保険金等

この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとします。

- 被保険者が受け取ることとなる次の給付*1
 - 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - 社員配当金
 - すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条 指定代理請求人による保険金等の請求手続き

- 保険金等の受取人となる被保険者に次のいずれかの事情があるため、被保険者が保険金等を自ら請求できないと会社が認めたときは、指定代理請求人が被保険者に代わって保険金等を請求することができます。

- 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができないこと
- 治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていないこと
- その他(1)または(2)に準じた状態であること

第2条 補足説明

* 1 被保険者が受け取ることとなる次の給付

被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付を含みます。また、給付とともに支払われる金銭を含みます。

2. 指定代理請求人が本条の1. の請求を行う場合には、指定代理請求人は請求時において、次のいずれかに該当することを必要とします。

- (1) 次の範囲内の者
- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の血族
 - ④ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (2) 次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認める者
- ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている(1)以外の範囲の者
 - ② 被保険者との財産管理契約により財産管理を行っている者

3. 本条の1. にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、指定代理請求人は保険金等を請求することができません。

- (1) 被保険者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき
- (2) 指定代理請求人が故意に保険金等の支払事由*1を生じさせたとき
- (3) 指定代理請求人が故意に保険金等の受取人を本条の1. -(1)から(3)の状態に該当させたとき

4. 指定代理請求人は、保険金等の請求をする際に、次のすべての書類を提出することを必要とします。

- (1) 被保険者が保険金等を請求できない事情があることを証明する書類
- (2) 別表★に定める必要書類

5. 普通保険約款に規定する保険金等を支払うための確認を行うときは、会社は、指定代理請求人に通知します。
6. 普通保険約款に規定する保険金等を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*2は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。
7. 本条の1. から6. の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★別表（P.113参照）

3 指定代理請求人の変更等について

第4条 指定代理請求人の変更および指定の取消し

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更すること、または指定代理請求人の指定を取り消すことができます。
2. 本条の1. の規定により指定代理請求人の変更等を行うときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
3. 本条の1. および2. の規定による指定代理請求人の変更等を行った後は、変更等を行う前に請求可能な保険金等があっても、変更等を行う前の指定代理請求人はその保険金等を請求することはできません。

4 保険契約等の解除に関する取扱いについて

第5条 告知義務違反による解除に関する取扱い

主契約または付加特約に定める告知義務違反による解除の規定によって、この特

第3条 補足説明

*1 保険金等の支払事由

保険料の払込免除事由を含みます。

*2 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

約が付加された主契約または付加特約を解除する場合でも、保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人が証明したときは、会社は、保険金等の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知

主契約または付加特約に定める告知義務違反または重大事由による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次の場合には、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその居所もしくは住所が不明の場合
- (2) (1)の他、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5 特約の消滅について

第7条 この特約の消滅

次のいずれかのときは、この特約は消滅します。

- (1) 第4条（指定代理請求人の変更および指定の取消し）の規定により指定代理請求人の指定を取り消したとき
- (2) 保険金等の受取人の変更により、この特約の対象となる保険金等がなくなったとき

6 その他

第8条 この特約が付加された主契約または付加特約の代理請求に関する規定の不適用

この特約が付加された主契約の普通保険約款または付加特約に定める次の規定は、第7条（この特約の消滅）の規定によりこの特約が消滅した後も含めて、適用しません。

- (1) 指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人としてその支払いを請求することができる旨の規定
- (2) 死亡保険金等の受取人が、高度障害保険金・介護保険金等の受取人の代理人としてその支払いを請求することができる旨の規定

第9条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

第10条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

2. 本条の1. にかかわらず、第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払った時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第2被保険者」と読み替えます。

第11条 生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、被保険者が変更されたときは、指定代理請求人の指定は取り消され、この特約は消滅します。

- (1) 生存給付金付定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約

第12条 新こども保険契約に付加する場合の特則

この特約を新こども保険契約に付加するときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）中、(1)および(2)について、次のとおり読み替えます。

- (1) 保険契約者が受け取ることとなる次の給付
 - ① 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - ② 社員配当金
 - ③ すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- (2) 保険料の払込免除

- (2) 第3条（指定代理請求人による保険金等の請求手続き）の1. から4. および別表★中、「被保険者」とあるのをすべて「保険契約者」と読み替えます。
- (3) 第1条（特約の付加）の規定にかかわらず、指定代理請求人は保険契約者の死亡時以後の教育資金受取人とします。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、第1条（特約の付加）の3. の規定により指定代理請求人を指定することを必要とします。
- (4) 第4条（指定代理請求人の変更および指定の取消し）の1. 中、「被保険者の同意と会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更すること、または指定代理請求人の指定を取り消すことができます」とあるのを「指定代理請求人の指定を取り消すことができます」と読み替えます。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合を除きます。
- (5) 普通保険約款の規定により保険契約者の権利義務が承継されたときは、この特約は消滅します。

★別表（P.113参照）

第13条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約

第14条 この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則

この特約が付加された主契約に次の特約が付加されている場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障特約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約

第15条 主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則

1. 第2条（特約の対象となる保険金等）中、(1)および(2)について、次のとおり読み替えます。

被保険者が受け取ることとなる次の給付*1

- (1) 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
- (2) 社員配当金
- (3) すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）

2. 主契約が新こども保険の場合は、次のとおり取り扱います。

- (1) 新こども保険に保険契約者代理特約を付加するときは、この特約を付加することはできません。
- (2) この特約が付加されている主契約に保険契約者代理特約が付加されたときは、この特約は消滅します。

第15条 補足説明

* 1 被保険者が受け取ることとなる次の給付

給付とともに支払われる金銭を含みます。ただし、被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付を除きます。

別表 指定代理請求人による保険金等の請求に必要な書類

項 目	必要書類
保険金等の代理請求	(1) 普通保険約款および各特約に定める保険金等の請求書類 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の印鑑証明書 (5) 指定代理請求人の住民票 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 指定代理請求人が被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証明する書類 (8) 最終の保険料の払込みを証明する書類 (9) 被保険者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記がないことを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金等の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

特

約

指定代理請求特約
(2016)

別

表

特別条件特約目次

第1条	特約の付加……………	115	第10条	指定契約にこの特約を付加する場合の特則……………	119
第2条	特別条件……………	115	第11条	5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契 約に付加する場合の特則……………	119
第3条	この特約を付加した保険契約および特約の 取扱い……………	115	第12条	5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険 契約または5年ごと利差配当付特定生活障 害年金保険（10年確定年金）契約に付加す る場合の特則……………	119
第4条	この特約を付加した保険契約の失効・復活……………	117	第13条	無配当普通定期保険（低解約返戻金型）契 約、5年ごと利差配当付普通終身保険（低 解約返戻金型）契約または5年ごと利差配 当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型） 契約に付加する場合の特則……………	120
第5条	この特約を付加した保険契約の減額……………	117			
第6条	長期生活保障保険契約または5年ごと利差 配当付長期生活保障保険契約に付加する場 合の特則……………	117			
第7条	5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保 険契約に付加する場合の特則……………	118			
第8条	長期生活保障特約または5年ごと利差配当 付長期生活保障特約に付加する場合の特則……………	118			
第9条	5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特 約に付加する場合の特則……………	118			

別表	感染症……………	121
----	----------	-----

特別条件特約

(実施 1956.4.1 /改正 2022.4.4)

第1条 特約の付加

保険契約申込みの際の被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、保険契約締結の際にこの特約を主たる保険契約または特約に付加することがあります。

第2条 特別条件

この特約により付加する特別条件は、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の併用とします。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 保険金の削減支払

契約成立日から会社の定める削減期間中に、被保険者が死亡したとき、普通保険約款に定める高度障害状態になったとき、または介護保険金、特定疾病保険金、7大疾病保険金もしくは軽度介護保険金の支払事由に該当したときは、その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表★）によって、死亡したとき、普通保険約款に定める高度障害状態になったとき、または介護保険金もしくは軽度介護保険金の支払事由に該当したときは、保険金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定高度障害状態についての不担保

疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態（普通保険約款に定める高度障害状態のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。以下同じ。）になったときは、高度障害保険金を支払いません。ただし、感染症（別表★）によって、特定高度障害状態になったときは、高度障害保険金を支払います。

★別表（P.121 参照）

第3条 この特約を付加した保険契約および特約の取扱い

1. この特約を付加した保険契約および特約については、次の(1)から(6)の取扱いは行いません。

(1) 保険契約の更新または5年ごと利差配当付逓減定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付新長期生活保障保険普通保険約款もしくは5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険普通保険約款に定める5年ごと利差配当付普通定期保険契約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。

(2) 定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、逓減定期保険特約、長期生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約、介護・特定疾病定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付逓減定期保険特約、5年ごと利差配当付長期生活保障特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約または5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約の更新。た

第1条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

特

約

特別条件特約

だし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。

- (3) 定期保険特約から生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約、逓減定期保険特約もしくは長期生活保障特約への変更または5年ごと利差配当付定期保険特約から5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約、5年ごと利差配当付逓減定期保険特約もしくは5年ごと利差配当付長期生活保障特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (4) 逓減定期保険特約から定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約もしくは長期生活保障特約への変更または5年ごと利差配当付逓減定期保険特約から5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約もしくは5年ごと利差配当付長期生活保障特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (5) 長期生活保障特約から定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約もしくは逓減定期保険特約への変更または5年ごと利差配当付長期生活保障特約から5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約もしくは5年ごと利差配当付逓減定期保険特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (6) 特定疾病保障定期保険特約から生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約もしくは特定疾病保障終身保険増額特約への変更または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約から5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約もしくは5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険増額特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (7) 介護・特定疾病定期保険特約から生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約もしくは介護・特定疾病終身保険特約への変更または5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約から5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約もしくは5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (8) 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約から5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約または5年ごと利差配当付終身保険増額特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (9) 保険契約の契約成立日後の定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約、連生終身保険増額特約、特定疾病保障終身保険増額特約、逓減定期保険特約、長期生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約、介護・特定疾病定期保険特約、介護・特定疾病終身保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険増額特約、5年ごと利差配当付逓減定期保険特約、5年ごと利差配当付長期生活保障特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約、5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約または5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約の付加。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保期間経過後は取り扱いません。
- (10) 普通定期保険普通保険約款、特定疾病保障定期保険普通保険約款、長期生活保障保険普通保険約款、介護・特定疾病定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付普通定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付長期生活保障保険普通保険約款、5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険普通保険約款、5年ごと利差配当付逓減定期保険

普通保険約款、5年ごと利差配当付新長期生活保障保険普通保険約款、5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険普通保険約款、5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）普通保険約款、定期保険特約、逓減定期保険特約、長期生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約、介護・特定疾病定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付逓減定期保険特約、5年ごと利差配当付長期生活保障特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約および5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約に定める他の保険契約への加入。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。

- (11) 5年ごと利差配当付軽度介護定期保険普通保険約款に定める5年ごと利差配当付軽度介護終身保険（低解約返戻金型）への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱いません。
 - (12) 普通終身保険普通保険約款または5年ごと利差配当付普通終身保険普通保険約款に定める保険料をステップ払込方式で払い込む方式への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
 - (13) 延長保険、延長特定疾病保障保険、延長介護・特定疾病保険、払済保険、払済養老保険、払済終身保険、払済介護定期保険（名称の如何を問いません。）への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
 - (14) 保険期間または保険料払込期間の延長。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
 - (15) 年金支払期間の延長。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
 - (16) 介護保障移行特約または5年ごと利差配当付介護保障移行特約の付加。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
2. 本条の1. -(1)の場合、更新後契約または変更後契約には更新前契約または変更前契約に付加されていた保険金の削減支払の条件は適用されません。また、保険期間満了の時までに特定高度障害状態についての不担保期間が満了しているときは、更新後契約または変更後契約には更新前契約または変更前契約に付加されていた特定高度障害状態についての不担保の条件は適用されず、不担保期間が満了していないときは、更新後契約または変更後契約には更新前契約または変更前契約に付加されていた特定高度障害状態についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。
3. 本条の1. -(2)から(8)および(10)の場合、本条の2. の規定を準用します。

第4条 この特約を付加した保険契約の失効・復活

1. この特約を付加した保険契約が効力を失ったときは、失効後2年以内に限り復活の申込みができます。
2. 会社が保険契約の復活を承諾したときは、この特約は、契約成立日にさかのぼって適用されます。

第5条 この特約を付加した保険契約の減額

この特約を付加した保険契約の保険金額が減額されたときは、その減額後2年以内に限り、会社は、第4条（この特約を付加した保険契約の失効・復活）に準じて、保険契約の復旧を取り扱います。

第6条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回年金の削減」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回年金の削減期間」と読み替えます。

第7条 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回年金の削減」と、「介護保険金」とあるのをすべて「第1回介護年金」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回年金の削減期間」と読み替えます。

第8条 長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回特約年金の削減」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回特約年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回特約年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「特約年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回特約年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回特約年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回特約年金の削減期間」と読み替えます。

第9条 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回特約年金の削減」と、「介護保険金」とあるのをすべて「第1回特約介護年金」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回特約年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回特約年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「特約高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回特約年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回特約年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回特約年金の削減期間」と読み替えます。

第10条 指定契約にこの特約を付加する場合の特則

保険契約指定特約に定める指定契約にこの特約を付加するときは、保険契約者は、保険契約指定特約に定める被指定契約の第2保険期間が開始する場合の無選択限度額に加える保険金額としてその指定契約を指定することはできません。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保（被指定契約に特定高度障害状態についての不担保の条件が付加されている場合に限り。）のときは、保険契約者は、その指定契約を指定することができます。

第11条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回年金の削減」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回年金の削減期間」と読み替えます。

第12条 5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険契約または5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）契約に付加する場合の特則

1. この特約を5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険契約または5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回年金の削減」と、「介護保険金もしくは特定疾病保険金」とあるのを「第1回特定生活障害年金」と、「介護保険金の支払事由」とあるのを「第1回特定生活障害年金の支払事由」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回年金の削減期間」と読み替えます。

第13条 無配当普通定期保険（低解約返戻金型）契約、5年ごと利差配当付普通
終身保険（低解約返戻金型）契約または5年ごと利差配当付7大疾病終
身保険（低解約返戻金型）契約に付加する場合の特則

低解約返戻金期間中、割増保険料については、返戻金の払戻しはありません。

別表 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ベスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

特

約

特別
条件
特約

別

表

金 額 例 表 等 に つ い て

以下の例表を、次のページ以降に掲載しています。

5 年ごと利差配当付普通終身保険

例表 社員配当金特殊支払特則 返戻金額例表

5年ごと利差配当付普通終身保険

例表

社員配当金特殊支払特則 返戻金額例表（買増保険の満期保険金1万円につき）

〈単位：円〉

払込期間	契約年齢	経 過 年 数				
		20 年	25 年	30 年	35 年	40 年
50 歳 払 込 満 了	15 歳	2,982	4,011	5,413	7,334	
	20	4,011	5,413	7,334		
	25	5,413	7,334			
	30	7,334				
55 歳 払 込 満 了	15	2,982	4,011	5,413	7,334	
	20	4,011	5,413	7,334		
	25	5,413	7,334			
	30	7,334				
60 歳 払 込 満 了	20	3,046	4,073	5,462	7,356	
	25	4,073	5,462	7,356		
	30	5,462	7,356			
	35	7,356				
65 歳 払 込 満 了	25	3,156	4,181	5,547	7,394	
	30	4,181	5,547	7,394		
	35	5,547	7,394			
	40	7,394				
70 歳 払 込 満 了	30	3,340	4,360	5,683	7,453	
	35	4,360	5,683	7,453		
	40	5,683	7,453			
	45	7,453				
終身払	35	3,234	4,061	5,038	6,204	7,691
	40	4,061	5,038	6,204	7,691	
	45	5,038	6,204	7,691		
	50	6,204	7,691			
	55	7,691				
一時払	15	2,982	4,011	5,413	7,334	
	20	4,011	5,413	7,334		
	25	5,413	7,334			
	30	7,334				
20 年 払 込 満 了	30	7,334				
25 年 払 込 満 了	25	5,413	7,334			
	30	7,334				
	35	7,356				
	40	7,394				
	45	7,453				
	50	7,547				
30 年 払 込 満 了	20	4,011	5,413	7,334		
	25	5,413	7,334			
	30	5,462	7,356			
	35	5,547	7,394			
	40	5,683	7,453			
	45	5,893	7,547			
40 年 払 込 満 了	15	2,982	4,011	5,413	7,334	
	20	3,046	4,073	5,462	7,356	
	25	3,156	4,181	5,547	7,394	
	30	3,340	4,360	5,683	7,453	
	35	3,632	4,635	5,893	7,547	

(注) 1. 上記例表の区分は、基本保険の契約年齢および経過年数です。

2. 上表に記載のない契約年齢・経過年数および端数月によっては、本表例示の金額と相当の差異を生じます。

例
表